別紙様式5

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号に基づく随意契約に係る情報の公開(物品役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革本部決定)に基づく情報の公開

物品	勿品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地			契約の相手方の商号又は名 称及び住所				競争性のある契約に移 行予定のもの					公益法人の場合		再就職の 役員の数 (※契約の					
		名称	所在地	契約を締結した日	商号又は名 称	住所	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざ るを得ない理由	移行困難 な事由	移行予定 年限	予定価格	契約金額	落札率	公益法人 の区分	国所 管、府 道所管の 区分	相公法公法社又財をの記手益人益(団は団含場事が団は団例人例人)の項)	うち農 林産出 者	数 団法人(例社団 人又は 例財団	は公益(団法人(関社 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	場合の記載事項)	備考
1 森	台寺山国有林外4 林景観回復事業 倒整理 57m3外	分任支出負担行為担 当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事 務所長 山﨑 準	京都府京都市 上京区西洞院 通り下長者町 下ル丁子風呂 町102	平成27年3月13日	酒井営林事 業 有限会社	京都府京都市 右京区京北灰 屋町塩ノ谷16 -1	会計法第29条 の3第4項(緊急 随意契約)	京都市街地の国有林内において、林縁部の立木が林外に倒れる事態が発生したことから、周辺施設(住宅等)、住民等への被害を未然に防止するため、同様に危険な状態にある立木の伐倒・整理を早期に行う必要があり、会計法(昭和22年法律第35号)第29の3第4項(緊急の必要により第9の3第4項(緊急の必要によりに該当するものとして、随意契約とした。	-	-	_	2,073,600	_	ı	_	-	-	3	_	-	_
2 全	争耒 (同仏(仔直刈	分任支出負担行為担 当官 島根森林管理署長 熊野 義助	島根県松江市内中原町207	平成27年3月25日	日登国有林 外事業共同 事業体	島根県松江市 東朝日町87-6	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	本事業は一般競争入札を2回 行ったところ、入札不調となった ため、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき)に該当するものとして随意契約とした。	-	-	78,784,874	78,300,000	99.3%	-	-	-	-	1	0	特記事項無 し	-